



平成30年 5 月14日

各 位

会 社 名 丸大食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 百済 徳男
(コード番号 2288 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務人事部長 村岡 哲也
T E L 072 (661) 2514

株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位の適切な水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	132,527,909 株
株式併合により減少する株式数	106,022,328 株
株式併合後の発行済株式総数	26,505,581 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、総資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	18,675名 (100.00%)	132,527,909株 (100.00%)
5株未満	214名 (1.15%)	312株 (0.00%)
5株以上	18,461名 (98.85%)	132,527,597株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様214名(所有株式数の合計312株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

40,000,000株

株式併合の割合に合わせて、現行の200,000,000株から40,000,000株に減少させます。

(6) 株式併合の条件

平成30年6月28日開催予定の第70回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

第 70 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、現行定款第 8 条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

また、本変更の効力発生日を定めるため、附則を設けるものであります。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000 万株</u> とする。
第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。

<u>(新設)</u>	<u>附 則</u> 第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日に効力が発生するものとする。 なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。
-------------	---

(3) 定款の一部変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第70回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年5月14日
定時株主総会決議日	平成30年6月28日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

※上記の株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成30年9月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに上場する全ての国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位の適切な水準を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

Q 4 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	2,001株	2個	400株	4個	0.2株
例③	413株	なし	82株	なし	0.6株
例④	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場

合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は、平成30年11月下旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続については、お取引の証券会社又は後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が5株未満の場合(上記の例④のような場合)は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

Q5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続の必要はございません。

Q7 株式併合後により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買増しや買取りをしてもらえますか。

A. 併合後でも、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続は、お取引の証券会社又は後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成30年6月28日	定時株主総会開催日
平成30年9月14日	株式併合公告日
平成30年9月25日	現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日
平成30年9月26日	当社株式の売買単位が100株に変更 株式併合の効果が株価に反映
平成30年10月1日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の 効力発生日
平成30年11月上旬まで	株式割当通知の発送

平成 30 年 11 月下旬まで 端数株式相当分の処分代金のお支払い

※ 当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電 話 : 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上